

## 事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

# Newsletter

〈2022年4月号〉

## 目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき

- 1 | (民事再生法174条2項3号)に該当する不認可事由があるとはいえないとされた事例(最高裁令和3年12月22日第二小法廷決定)



会社法を活用した債務者への情報開示請求

- 2 | ～最高裁令和3(2021)年7月5日判決を契機とした一考察～



## 「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」 (民事再生法174条2項3号)に該当する不認可事由があるとはいえない とされた事例(最高裁令和3年12月22日第二小法廷決定)

秋田 康博  
Yasuhiro AkitaPROFILEはこちら 

### 第1 はじめに

民事再生手続は、これまでの債務の支払を一旦停止した上で、債務の圧縮(債務の一部の免責)を含む新たな支払計画(再生計画)を立て、これについて債権者の賛同を得た上でその計画に従った弁済をすることで、債務超過等の状況にある債務者が事業の再生を図る手続です。再生債務者において実現可能な内容であり、かつ再生債権者にとっても納得のいく内容の再生計画を立てることが肝である。そうした再生計画案について再生債権者により可決されること及び裁判所の認可決定を得ることが最も重要な課題の一つといえます。

### 第2 再生計画が不認可となる場合

再生計画案は再生債権者の決議によって可否が決定されることとなります(民事再生法172条の3第1項、191条3号。以下、条文の摘示はいずれも民事再生法を指します。)。そして、再生債権者により再生計画案が可決された場合には、裁判所は、債権者の多数の意向を尊重して再生計画を成立させるべく、不認可事由がない限り、再生計画認可の決定をすることになります(174条1項、2項)。裏を返せば、再生計画が可決されたとしても、不認可事由がある場合には不認可決定がなされ、再生手続は終了してしまうこととなります(77条4項、249条

2項、250条1項参照)<sup>1</sup>。

こうした不認可要件の審査手続が置かれている目的は、主として、再生債権者の多数決により可決された再生計画案について、少数派債権者の最低限の利益保護及び手続の適正の担保を図ることとされています。この不認可要件は、原則として次の4つです(同項各号<sup>2</sup>)。

- ① 再生手続又は再生計画が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき(1号)
- ② 再生計画が遂行される見込みがないとき(2号)
- ③ 再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき(3号)
- ④ 再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反するとき(4号)

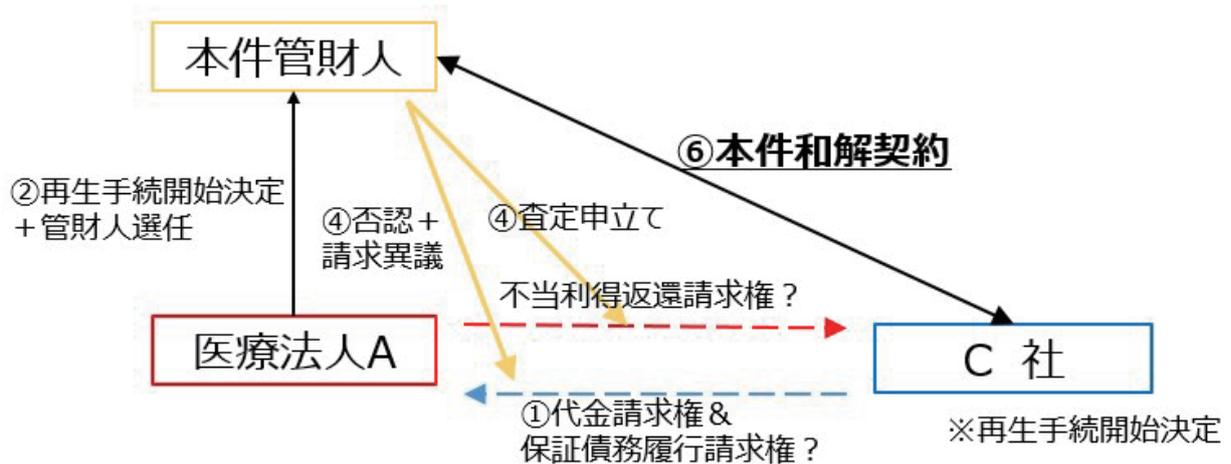
### 第3 事案の概要(最高裁令和3年12月22日第二小法廷決定)

これらの不認可事由のうち③について問題となったのが今回ご紹介する決定です。本事案は、医療法人Aを再生債務者とする再生手続においてされた再生計画認可の決定に対し、再生債権者Xらが民事再生法174条2項3号等に該当する事由があると主張して即時抗告をしたところ、原審(東京高裁令和2年11月26日決定)が上記事由はないとして抗告棄却決

1: 裁判所は、再生計画案の付議決定をするに際して一度審査をしていることから(169条1項)、実際に可決された再生計画が不認可となる例は多くありません。

2: ただし、住宅資金特別条項を定めた再生計画について202条、小規模個人再生における再生計画について231条2項。

定をしたことから、Xらが、同決定に対してさらに抗告をしたも  
のです。



## 1 時系列

- ①医療法人であるA及びBは、C社との間で、それぞれ医療機器の取引を行っていたところ、その取引に関し、A及びCは、平成30年6月21日、AがCに対する売買代金等5億7770万円余等の支払義務を負うこと及びAがBのCに対する売買代金等4億2200万円余等の債務につき連帯保証債務を負うことを認める内容の執行認諾文言付きの公正証書（「本件公正証書」）を作成した。なお、A及びCは、いずれも弁護士を代理人に選任して本件公正証書を作成した。
- ②Aは、令和元年8月27日、東京地裁において再生手続開始決定を受け、管財人（「本件管財人」）が選任された。
- ③Cは、東京地裁に対し、本件公正証書記載の債権のうち売掛金債権5億2027万円余等及び連帯保証債権4億0740万円余等につき、執行力ある債務名義のあるものとして債権届出をした（「本件届出債権」）。
- ④その頃、Cも福岡地裁において再生手続開始決定を受けていたところ、本件管財人は、Cの再生手続において、AのCに対する21億円余の不当利得返還請求権につき債権届

出をしたが、Cがその全額を否認したことから、令和元年11月20日、東京地裁の許可を得た上で、上記届出債権（「A届出債権」）の額を11億7541万円余と査定することを求める申立て（「本件査定申立て」）をした。

また、本件管財人は、Aの再生手続での債権調査において、本件届出債権につき、その全額を否認し、令和2年1月14日、東京地裁の許可を得た上、本件公正証書の執行力の排除を求める請求異議の訴え（「本件請求異議訴訟」）を提起した。

- ⑤本件管財人は、令和2年3月31日、東京地裁に再生計画案（「本件再生計画案」）を提出した。東京地裁は、令和2年4月17日、本件再生計画案を決議に付する旨の決定をし、上記決議のための債権者集会の期日を令和2年7月15日午後3時と定めた。

- ⑥本件管財人は、令和2年6月23日、東京地裁の許可を得た上で、Cとの間で、要旨次のとおり和解契約（「本件和解契約」）を締結した。

- ア 本件管財人は本件査定申立て及び本件請求異議訴訟を取り下げる。
- イ 本件管財人がアの取下げをした場合、Cは本件再生計画案に賛成する。
- ウ Cは、本件再生計画の認可決定が確定したときは、Aに対し、解決金として640万0800円を支払う。
- エ Cと本件管財人は、本件再生計画の定めによる権利変更後に本件届出債権につきAがCに対して弁済すべき額が640万0800円となることを確認し、本件再生計画の認可決定が確定したときは、変更後の本件届出債権とウの解決金債権とを対当額で相殺する。
- オ Cと本件管財人は、AとCとの間には、本件和解契約で定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ⑦ 本件管財人は、本件和解契約に従い本件査定申立て及び本件請求異議訴訟を取り下げた。
- ⑧ Cは、本件和解契約に従い本件再生計画案に賛成票を投じたところ、本件再生計画案は、上記債権者集会において、議決権者の議決権の総額の約61%の同意を得て可決された。なお、Cは約20%の議決権を有していた。

#### 第4 争点

Xらは、本件和解契約の締結はCに対して不正な利益を供与するものであり、本件再生計画案の可決は信義則に反する行為に基づいてなされたものであるとして、民事再生法174条2項3号により不認可決定がなされるべきである旨主張しました。そこで、本件事情の下で民事再生法174条2項3号に該当する事由が認められるか否かが争点となりました。

#### 第5 裁判所の判断

最高裁は、要旨次のとおり判断し、上記事由はないと判断しました。

本件和解契約の内容は、本件再生計画認可決定の確定に

より、AがCに対する解決金債権を取得し、これとの相殺により権利変更後の本件届出債権を消滅させることができるものであるところ、同契約締結当時、本件届出債権の存在等を裏付けるものとしては本件公正証書が存在する一方、本件管財人は本件届出債権の不存在及びA届出債権の存在を裏付ける確たる証拠を有しているとはいえない状況にあったこと、Cにつき再生手続が開始されており、仮にA届出債権の存在が確定したとしても、通常はその少なからぬ部分につき回収不能となることが見込まれたこと等から、本件和解契約の締結はAにとっても合理性がある。

そして、「本件和解契約の内容、Aの置かれていた客観的状況に加え、本件和解契約の締結の経緯等にも照らせば、本件和解契約の締結が専らCの議決権行使に影響を及ぼす意図で締結されたとまではいえ」ず、「これらの事情に照らせば、本件和解契約の締結が、Cに対して不正な利益を供与するものであるとも信義則に反する行為に当たるとも断じ難いというべきであって、本件の事実関係の下において、本件再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとまではいえない」から、174条2項3号の不認可事由はないとした原審の判断は是認し得る(抗告棄却)。

#### 第6 考察

本件和解契約締結については、本件届出債権とA届出債権のそれぞれの立証の見込み、Cが再生手続中であって回収可能性が高くないことなどを指摘して合理性があるとされました。仮に本件管財人が請求異議訴訟と査定申立てを取り下げなかった場合には、本件届出債権の成立が認められ、他方、A届出債権の成立は否定されることになった可能性が相応にあったものと思われます。そのような管財人側に不利な結論になるリスクに鑑み、和解によりAのCに対する解決金債権を発生させた上で本件届出債権を相殺処理できるようにすることで、実際にはAC間での金銭の移動がない形で紛争解決を図ることとしたのは、Aや、ひいては他の再生債権者に

とつても利益になる内容といえ、その点で合理性のあるものと考えられます。

他方で、本件和解契約によりCが本件届出債権全額に相当する議決権を行使できるようになったところ、再生計画案に同意した約61%のうち約20%をCが占めていたことから、その点では他の再生債権者に多大な影響を与えたものといえます。

この点に関しては、本判決の補足意見が示唆に富む指摘をしています。

菅野・草野補足意見は、民事再生法が、再生債務者と再生債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整することと、再生債務者の事業の再生を図ることという二つの目的を達成するために、管財人に再生計画案の作成、提出を義務付けるとともに、再生計画案の可決要件として頭数要件及び議決権要件が課されている旨指摘した上で、管財人が、最も合理的と考えて作成されることが想定される再生計画案を可決させるために、再生債権者の同意を求め、事前又は事後に、再生債権者との間で、説明、協議、説得、合意等をする場合があることを認めています。他方で、上記の二つの目的が相反することがあり、両者の折り合いがつけられなかった場合には、時間の経過とともに再生債務者の事業価値が劣化し、両目的がいずれも達成できなくなる危険性があることから、管財人は、時機を失することなく両目的を同時に達成すべく努めなければならないとしています。そして、その観点から、「管財人の再生債権に対する認否や再生債務者の債権の主張、訴訟活動等も、一方から見ての正しさを求めるだけでなく、管財人の主張立証の奏功する確率、これに要する時間、当該事業の事業価値の状況と変化見込み等々、諸般の事情を勘案しながら、迅速な手続の進行を図らなければならない」と指摘して、本件のように、「管財人が、一部の再生債権者との間で、再生債権の存否等に関し一定の合意をしたり、(中略)再生計画案に同意する旨の合意を取り付けたり(中略)したとしても、そのことのみから直ちに「不正の方法」

を取っていると判断することはできない」としています。

もっとも、このような合意等を無制限に認めることは、再生債権者の議決権の行使の自由を実質的に侵害するなどの事態を招きかねないとして、「他の再生債権者に不信感や不公平感を抱かせるような合意等については、事案ごとに、それが「不正の方法」に当たるか否かを慎重に検討せざるを得ない場合もあろう」として、一定の制約があることも認めています。そして、本件の事情の下では、本件和解契約の締結を「不正の方法」と認めるに足りる的確な事情を認めるに足りる証拠は見当たらないとしました。

さて、実際の民事再生手続の中で、再生債務者又は管財人と、再生債権者とが、再生債権の存否・金額等の争いに関して和解契約を締結し、その中で、再生計画案への同意の約束を取り付けることは間々見受けられます。こうした交渉や合意をすること自体、直ちに「不正の方法」とされるものではないようですが、上記補足意見を踏まえれば、こうした合意等が「他の再生債権者に不信感や不公平感を抱かせるような」ものである場合には、慎重な検討が必要となると考えられます。そうした判断は個別の事情の下で行われることになるのですが、民事再生手続がDIP型なのか管理型なのか、和解契約の中に再生計画案への同意を取り込んでいるか否かといった事情を含め、個々の事情がどのように判断に影響するのか、またどのような合意等であれば「不正の方法」に該当しないのかなどといった点は、実際にこうした合意等を行う際に大きな影響を与えるものといえますので、今後の更なる検討や事案の集積が待たれるところです。

## 第7 おわりに

本決定は、管財人が、再生債権の存否・金額等について争いのあった再生債権者との間で、再生計画案への同意を含む和解契約を締結したことに関し、最高裁が、認可決定の要件(不認可事由)のうち、「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」に該当しないことについて、事

案に即して具体的に判断したものです。補足意見も含め、債権者・債務者のいずれの立場からも参考になると思われまので、ご紹介した次第です。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

## 会社法を活用した債務者への情報開示請求 ～最高裁令和3(2021)年7月5日判決を契機とした一考察～

近藤直生  
Naoki Kondo

PROFILEはこちら



### 1 はじめに

#### (1) 本稿の目的

会社法は、債権者に、一定の条件のもと、債務者会社の株主名簿(会社法125条2項3項、以下注記なき条文は会社法)、取締役会議事録(371条4項)、株主総会議事録(318条4項)、計算書類等(442条3項)の閲覧を請求できる権利を認めている。もともと、債権管理あるいは事業再生の文脈で、会社法で認められたこれらの権利が活用されることは、筆者が知る限り、あまり多くないのではないかと思われる。

本稿では、債権管理の局面において、情報不足になりがちな債権者に与えられたツールとして、会社法上の情報開示請求権を有効活用しうる場面があり得るのではないかと、との指摘を試みたい。

#### (2) 考察の背景

会社法が上記の各請求権を認めたのは、債務者の業務や財産に関する一定の調査を行うことを可能として、債権者が実効的な権利行使をできるよう配慮した趣旨と解される。債権管理・事業再生の場面は、まさに債権者の実効的な権利行使が問題となる局面といえる。にもかかわらず、この請求権が参照される機会が少ないのはなぜか。

いわゆる法的再建手続においては、民事再生法(以下「民再法」という。)または会社更生法(以下「会更法」という。)により、債務者会社は、手続開始申立書、財産評定(民再法124条、会更法83条)、各種報告書(民再法125条、会更法84条)等を裁判所に提出することが求められる。債権者はこれらの書類の閲覧により一定の財務情報等を入手することが可能であるほか(民再法16条、会更法11条参照)、債務者が、

再建計画案の理解を得るため、主要債権者に対して能動的に、より詳細な情報開示を行うケースも少なくなく、あえて会社法を持ち出すまでもないことが多いと思われる。

事業再生ADRや中小企業再生支援協議会(以下「支援協」という。)を活用した私的整理手続においても、金融支援を求める債権者に対しては、通常、専門家が実施したデューデリジェンスの結果を含む詳細な情報開示がなされるため、会社法による情報開示のニーズは通常ないものと思われる。

これに対して、事業再生ADRや支援協の手続によらずに私的整理が進められるケースや、債権者に対して金融支援の要請がなされる以前の段階では、債務者会社から積極的な情報開示が行われる場面は限定的である。金融機関との関係では、契約条項で財務情報の開示が義務付けられているほか、再建策の実行のためには金融機関の理解を得ることは必須であり、その前提として財務情報等の開示が不可欠となるので、債務者企業としてもいずれかの段階で情報開示に対応することが多いと考えられる。一方で、金融機関以外の債権者は、債務者会社の現況や、金融支援を視野にいった調整が行われている事実自体を知ることが困難な場合も多い。このような債権者が債務者企業の信用不安の情報に接した場合は、債権の保全管理に備えるため、債務者情報のニーズが強くなるのが自然である。なお、債務者会社としては、金融機関等との調整が未了の段階で信用不安懸念の情報が出れば、その後の円滑な事業継続が困難となり、かえって関係先に迷惑をかけることにもなりかねないので、情報開示には慎重にならざるを得ないのが通常である。

前置きが長くなったが、債権管理の文脈でも、特定の場面では会社法上の情報開示請求の利用価値があるように思わ

れ、標題記載の最高裁判決に接したことを契機として、この点を改めて考えるに至った次第である。

## 2 株主総会議事録閲覧請求に関する最近の最高裁判決

本判決(最判令和3年7月5日・金商判例1635号(2022年3月1日号)8頁)は、株式併合により端数となった株式を保有する株主が株式買取請求を行った場合に、債権者として株主総会議事録閲覧請求権を行使できるかが問題となった事案である。

### (1) 事案の概要

Xは、Yの株主総会により決議された株式併合により、その保有株式が1株に満たない端数になるとして、Yに対して株式の買取請求を行った(182条の4第1項)。Xは、株式の価格についてYとの協議が整わなかったため、裁判所に価格決定の申立てを行った(182条の5第2項)。そのような状況において、XがYに対して、株式の価格支払請求権を有する債権者として、株主総会議事録の閲覧請求(318条4項)を求めたのが本件事案である。YはXに対して、182条の5第5項に基づき、自らが公正な価額と認める額を支払済みであり、Xは債権者に該当しないと主張した。なお、本件の原審口頭弁論終結時において、株式の価格決定申立事件は、裁判所に係属中だった。

1審(東京地裁平成31年2月18日判決)は、Xは182条の5第5項による支払いを受けており、上記閲覧請求の請求権を有する債権者に該当しないと、Xの請求を棄却した。逆に原審(東京高裁令和元年8月7日判決)は、Xの株式価格の支払請求権は182条の5第5項の支払により消滅したとは認められず、Xは上記債権者にあたるとして、その請求を認容した。

### (2) 判決の概要

概要は以下のとおりである(以下は、下記①～③の番号付け、下線部分、略称を含めて、筆者が編集した内容であり、

原文については判例集等を参照のこと。)

#### ア 結論

株式併合により1株に満たない端数株式を有する反対株主が株式買取請求をした場合、当該株主は、182条の5第5項の支払い(以下「本支払」という。)を受けたときでも、株式価格につき会社との協議が整いまたは価格決定の裁判が確定するまで、318条4項の債権者として株主総会議事録の閲覧請求ができる。

#### イ 理由

- ① 上記反対株主は、上記株式買取請求をした場合、会社との間で法律上当然に売買契約が成立したのと同様の法律関係が生じて、株式の公正価格の支払請求権を取得するので、318条4項にいう債権者に当たる。
- ② 上記公正価格は、当該株主と会社との間の協議か、価格決定の裁判によって決定されるところ、反対株主の株式買取請求が認められた趣旨が、株式の適切な対価の確保による当該株主の利益保護にあることからすれば、上記裁判は、裁判所の合理的裁量によって当該株式の価格を形成するものと解される。そうすると、上記協議が整い又は上記裁判が確定するまで、上記価格は未形成であるから、本支払によって当該株主が有する価格支払請求権が全て消滅したということとはできない。
- ③ また、318条4項の趣旨は、株主及び債権者において、権利を適切に行使し、その利益確保のため、会社の業務・財産の状況等に関する情報を入手することを可能とし、もってその保護を図ることにあると解される。買取請求をした者は、株式価格につき協議が整うか、裁判が確定するまでは、株式併合により端数となる株式につき適切な対価交付を確保するため会社の業務・財産の状況等を踏まえた合理的な検討を行う必要があり、情報入手の必要性は失われない。

### 3 考察

#### (1) 本判決の評価(主に債権管理の視点から)

本判決の一般的な評価は、会社法に基づく株式買取請求をした者が価格決定前の支払いを受けた場合における、その書類閲覧請求の可否について初めて判断したものであり、実務上重要な意義を有するというものである(前掲金商判例11頁)。

一方で、本判決は、株式買取請求をした者が株式価格決定前の支払いを受けた場合の会社書類閲覧等請求の可否という特定の論点について判断したものであり、会社法により認められた債権者の書類閲覧請求権の解釈・適用について、直ちに一般的な影響があるものではないと解される。

その中で、あえて債権管理の視点から本判決の意義を検討すると、まず、本判決では、最高裁により、少なくとも株主総会議事録の閲覧請求権について、債権者の権利行使及びその利益確保のため、会社の業務・財産の状況等に関する情報入手を可能とし、債権者保護を図る趣旨であることが確認された点が注目される。会社法が債権者に認めた各書類の閲覧請求権は、対象となる書類により権利の性質が異なるため(請求のため必要とされる要件も一様ではない。)、上記の判旨が株主総会議事録以外の書類の閲覧請求権にも直ちに及ぶということとはできないと思われる。しかし、最高裁により、会社法上の一定の閲覧請求権は情報開示による債権者保護を企図することが改めて確認された点は、債権者が債務者との協議で援用できる場面も想定し得るので、テイクノートしておく価値があると考え。

また、最高裁が、本件の閲覧請求を認めるべき理由付けの一つとして、債権者の実効的な権利行使のため、債務者会社の業務・財産の状況を踏まえた合理的な検討を行う必要があるという観点から、債権者の情報入手の必要性に言及した点にも注目される。本判決の射程範囲については今後の議論を待ちたいが、最高裁によって、会社法上の閲覧請求の可否や範囲を決するにあたり、上記の意味での債権者の情報入手

の必要性が考慮要素となり得ることが確認されたものといえよう。そのような意味において、債権者の書類閲覧請求権一般の文脈でも、本判決に積極的な意味を見出すことも可能と解したい。

#### (2) 債権管理・事業再生における会社法上の書類閲覧請求権の活用可能性について

最後に、標題の活用可能性を想定し得る場面について考える。以下の記載では、事業再生・債権管理の文脈で関心が高まる計算書類等の開示を、基本的に念頭に置いている。

まず、法的再建手続においては、繰り返しになるが、手続開始申立書、各種報告書、財産評定等を通して、基本的にすべての債権者に対して一定の財務情報の開示が予定されている。会社法による権利行使を行うことも可能ではあるが、会社法で閲覧請求できる計算書類等の内容は概括的な記載にとどまり、会社の詳細情報を伝える内容ではないことが通常である。倒産手続に至った債務者企業の場合、計算書類等で示された財務状況が実態と乖離しているケースも少なくないと考えられ、また、必ずしもタイムリーな情報とも限らない(タイミング次第で1年以上前の情報となる(442条1項参照。))。したがって、会社法を使って、倒産法が開示を求める内容以上に、詳細、正確、あるいはタイムリーな情報収集を期待することは困難と思われ、実益が認められる場面は限定的と思われる。

次に、事業再生ADRや支援協手続においては、前述のとおり、金融支援の対象となる金融機関債権者には、デューデリジェンスの結果を踏まえた詳細な情報開示がなされるため、会社法による情報開示のニーズがある場面は通常考えにくい。一方で、各手続の対象債権者に含まれない債権者には、デューデリジェンスの情報を含め、対象会社の詳細情報は開示されないのが一般的である。私的整理が成立した場合は金融債権以外は保護されるのが通常あるが、その前段階では、債権者としては、私的整理が不成立の場合に備えた検討

を行うことが必要である。そのような観点から、計算書類等の概括的なレベルのものでも、債務者会社に関する情報ニーズがある場合は考えられる。債務者会社がスムーズに情報開示に応じてくれれば問題ないが、金融機関以外の債権者に情報開示を行うことを想定していない場合も少なくないと思われる、そのような場面で、会社法上の書類閲覧請求を梃子にして情報開示の協議や要請を行っていくことが考えられる。

事業再生ADRや支援協等の枠組みを使わない私的整理の場面でも、金融機関に対しては相応の情報開示がなされることが通常と思われる。一方で、金融機関以外の債権者の立場からは、タイムリーな情報開示を期待できないだけでなく、債務者会社が金融機関に対して適切な情報開示を行ってい

るか(行われていない場合は私的整理成立の見込みが低くなる。)、あるいは、そもそも私的整理が適切に実行されているかも(詐害的な会社分割や事業譲渡の懸念がないか等)、検証することが難しい場合が多い。上記枠組みが使われていない場合、債権者としては、私的整理が成立しない可能性が相対的に高いという前提で対応を検討せざるを得ないため、債務者企業にかかる情報開示のニーズも高くなるのが通常と思われる。そのような場面でも、会社法により、金融機関だけでなく債権者一般に書類の閲覧請求権が認められていることを指摘して、債務者会社に情報開示を要請していくことが考えられる。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)